

平成23年8月26日

松阪記者クラブ 様  
同クラブ加入各社 様

担当者 産業課企業誘致商工観光係 高橋、中西、中川  
連絡先 電話：0596-52-7138  
FAX：0596-52-7136

## 1. 発表事項

明和町マスコットキャラクター「めい姫」の決定について

## 2. 内 容

### (1) 作成経緯

平成22年12月に、明和町特産品振興連絡協議会が主体となり、町のマスコットキャラクターのデザイン案を公募したところ、町内外より662点の応募がありました。

選考については、一次選考を役場職員及び観光協会等の関連団体職員の投票により行い、獲得票数の上位10点を一次選考通過作品としました。

最終選考では、一次選考通過作品について町民投票を行い、最多票を獲得した塩崎エイイチ氏（大阪市）の作品を最優秀賞とし、町のマスコットキャラクターとしました。

キャラクターの名称については、平成23年4月に募集したところ、町内外より48点の応募があり、明和町特産品振興連絡協議会及び関連団体職員の協議による選考の結果、「めい姫」に決定しました。

なお、イラストの著作権については、6月末に明和町特産品振興連絡協議会から町に対し譲渡の申し出があり、町もその申し出を承諾しましたので、現在は町が所有しています。

### (2) 活用予定

今後は、観光振興をはじめとする、町の各種施策のPRに活用をしていく予定です。

具体的には、次の9月補正において、着ぐるみの作成費用を予算計上するとともに、緊急雇用創出事業も活用したノベルティグッズ等の作成を考えています。作成した着ぐるみやグッズについては、町外での物産展や斎王まつりなどの各種イベントにおいて活用し、町のPRを行っていきます。

「めい姫」の認知度の向上が、町の認知度の向上にもつながり、ひいては観光客の誘客にもつながるものと期待しています。

## 参考資料

- ・明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱

## 明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、明和町マスコットキャラクター「めい姫」(以下「めい姫」という。)の使用に関し必要な事項を定めることにより、幅広く本町のPRを図り、もって町の観光振興等に寄与することを目的とする。

### (めい姫の図案)

第2条 めい姫の図案は、別に定めるとおりとし、その図案を改変することはできない。

### (めい姫の権利)

第3条 めい姫に関する一切の権利は、町に帰属するものとする。

### (使用許可申請)

第4条 めい姫を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に該当する場合に限る。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 本町における関係団体及び機関
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関
- (4) 旅行代理店及び公共交通機関
- (5) その他町長が適当と認める個人、団体及び機関

2 前項に規定する申請者は、あらかじめ「めい姫使用許可申請書(様式第1号)」に必要書類を添えて町長に提出し、その許可を得なければならない。ただし、国及び地方公共団体が広報目的で使用する場合及び新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

### (使用許可基準)

第5条 町長は、前条第2項に規定する申請があった場合において、その内容が町のPR又は活性化に資すると認めるときは、使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) 公衆に不快の念を与えるおそれがある場合。
- (4) その他町長が許可することが不相当と認められる場合。

2 町長は、めい姫の使用に関し、必要な条件を付することができる。

### (申請者への通知)

第6条 町長は、めい姫の使用を許可したときは、「めい姫使用許可通知書(様式第2号)」を申請者に通知し、使用を許可しなかったときは、「めい姫使用不許可通知書(様式第3号)」に不許可理由を記載し、申請者に通知する。

### (使用上の遵守事項)

第7条 めい姫の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該使用に係る商品等の完成見本を速やかに町長に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (2) 許可された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (3) めい姫及び町のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (4) めい姫を独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

（許可内容の変更等）

第8条 使用者は、第5条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、「めい姫使用変更許可申請書（様式第4号）」を町長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき、変更を許可することが適当と認めたときは、「めい姫使用変更許可書（様式第5号）」により通知し、変更を許可しなかったときは、「めい姫使用変更不許可通知書（様式第6号）」により通知する。
- 3 第5条第1項の規定は、第1項の場合に準用する。

（使用許可の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとし、使用者にめい姫使用許可取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 使用者が許可基準に違反したとき。
  - (2) 使用許可又は使用変更許可に係る内容に虚偽があったとき。
  - (3) 第7条の規定に違反することとなったとき。
  - (4) その他町長が取り消すことを適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物件（以下「使用物件」という。）をいかなる場合にあっても使用してはならない。
  - 3 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

（損害賠償）

第10条 前条第1項各号にいずれかに該当した者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、めい姫の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月8日から施行する。

図案（第2条関係）



明和町マスコットキャラクター

**めい姫**

© MEIWA town office.